

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5. 11. 5	R6. 1. 4	令和5年9月11日付5教グ企第460号起案原議	394	1					1	1	1	1						【請求者氏名・住所・連絡先】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるところのものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第2号) 【提案書概要の提案内容】 ・当該情報は、事業応募者の事業活動上のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号) 【業者の印影及び代表者のサイン】 ・当該情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号) 【事業応募者別点数、配転、加重及び採点者人数】 ・当該情報は、内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号) 等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
2	R4. 10. 9	R6. 1. 5	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度確認プレテスト②実施に関するガイドライン（外部会場実施校） 令和3年度確認プレテスト②実施に関するガイドライン（中学校会場実施校） 令和3年度確認プレテスト②実施に関するガイドライン（都立学校会場） 令和3年度確認プレテスト②アンケート結果まとめ 令和4年度中学校対象説明会次第 令和4年度受験申込・受験上の注意事項 令和4年度受験者向けサイト利用規約 令和4年度先生向けWebサイトに関する利用規約 令和4年度貴管下中学校への送付物等について（通知） 	185	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
3	R4. 10. 9	R6. 1. 5	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度実施協定 基本協定その2に関する覚書 事業の方針変更等に関する覚書 令和2年度分担金確定原議 令和2年度分担金支出原議 令和2年度分担金支出命令書 令和3年度確認プレテスト②の実施及び説明会の開催について（通知） GRADE設定委員会（第1回）開催通知 GRADE設定委員会（第2回）開催通知 問題検討委員会（第4回）開催通知 GRADE設定委員会（第1回）次第 GRADE設定委員会（第2回）次第 GRADE設定委員会設置要項 問題検討委員会設置要項 説明会資料（外部会場実施校） 説明会資料（中学校会場実施校） アンケート実施校への送付物及び事前アクセストストの実施に係る対応について（依頼） 確認プレテスト②の受験票送付に係る対応について（依頼） ●●●●打合せ記録 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和3年度確認プレテスト②結果報告書-速報版-「令和3年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 令和3年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 令和3年度分担金確定原議 令和3年度分担金支出原議 令和3年度分担金支出命令書 令和4年度ESAT-Jの実施及び説明会の開催について（通知） 都立学校会場に関するガイドラインの送付及び実施に係る対応について（依頼） ESAT-Jロゴマーク利用承認書 誓約書 出張記録 	300	1					1	1	1	1						【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【運営体制の一部】 ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるところのものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 【採点業務における対策】 ・当該情報は、試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【試験監督等の人員の一部】 ・当該情報は、試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【監督の属性等】 ・当該情報は、試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【経費内訳書の一部】 ・当該情報は、事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	R5. 6. 22	R6. 1. 5	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業実施方針（平成31年2月） ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業分担金要項 ・令和5年度実施に係る施設借用の仮決定について（通知） ・令和4年度実施状況及び令和5年度実施について（通知） ・生徒・保護者向けリーフレット（デジタル版）の周知について（依頼） ・実施日等の決定及び事前調査について（依頼） ・施設に係る施設借用に関するお願いについて（依頼） ・区市町村教育委員会対象説明会に配布した資料（データ）の送付について（通知） ・貴管下中学校への送付物について ・論点整理の送付について（通知） ・中学校英語スピーキングテスト募集要項（令和5年5月）	300	1															教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
5	R5. 6. 22	R6. 1. 5	・協力会社からの誓約書 ・区市町村教育委員会対象説明会の開催について（依頼） ・中学校対象説明会の開催について（依頼） ・説明会【中学校対象】に係る資料及び録画配信等について（通知） ・事前調査回答票（区市町村教育委員会） ・会場調査票（都立学校） ・中学校英語スピーキングテスト事業次期協定に係る実施方針について（通知）	122	1						1	1	1	1					【業者の印影】 ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【一部協力会社の住所、事業者名、代表取締役名】 ・事業者の事業活動を行うまでの情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と事業者との信頼関係が損なわれ、今後、同事業の実施が困難となる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 【職員個人のメールアドレス】 ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【動画配信のURL】 ・公にすることにより業務に関係のない連絡が来るなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・動画内に事業者の社員氏名が含まれており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することできることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため等	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
6	R5. 6. 22	R6. 1. 5	校内図・避難誘導経路図（都立学校）	1		1					1	1							教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
7	R5. 11. 9	R6. 1. 5	東京都教育委員会・ハノイ市教育訓練局の教育に関する了解覚書 等	28	1							1	1						教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
8	R5. 11. 9	R6. 1. 10	笑顔と学びの体験プロジェクトに係るプログラムシート	2	1														教育庁指導部管理課	
9	R5. 11. 9	R6. 1. 10	・P4とP15の「笑顔と学びの体験プロジェクト」のうち、オリパラ教育（新たな教材や配布資料）、都教委の育成したい資質のうち「日本人の自覚（日本人としてのアイデンティティー）」に関連するもの ・P12の道德教育9100万円のうち「国を愛する心情、公共心、権利・義務」の価値項目と「道德の評価」に関する指導案・DVD・研修会等指導内容が分かるもの					1									請求にかかる文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課		

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R5.11.9	R6.1.10	P12の道徳教育 9100万円のうち「国を愛する心情、公共心、権利・義務」の価値項目と「道徳の評価」に関する教材															都民情報ルームにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため、東京都教育委員会情報公開事務取扱要綱第3の5の(6)に基づき、却下する。	教育庁指導部管理課	
11	R5.11.13	R6.1.12	・事件・事故対応記録No1 ・●に関する報告について ・事件・事故対応記録No2 ・事件・事故対応記録No3 ・遺書 ・事件・事故対応記録No4 ・児童生徒の事件等報告書（第1版） ・時系列 ・児童生徒の事件等報告書（第2版） ・児童生徒の事件等報告書（第3版）	19		1				1			1	1					・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）である又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため ・関係機関との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがある他、行政内部の自由率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため ・職員の所見が示されており、これを開示することになると今後の事務に際し率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、教育長に状況が正しく伝わらず正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがあるため	教育庁指導部管理課
12	R6.1.1	R6.1.12	令和4年6月24日付4教地管第849号「ユース・プラザの修繕工事・維持管理に係る技術協力について（依頼）」	3	1														教育庁地域教育支援部管理課	
13	R6.1.1	R6.1.12	令和5年6月1日付5教地管第684号「ユース・プラザの修繕工事・維持管理に係る技術協力について（依頼）」	3	1														教育庁地域教育支援部管理課	
14	R6.1.1	R6.1.15	上水受水槽・上水高置水槽・雑用水高置水槽清掃	7		1								1				積算に関する情報は、公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京都教職員研修センター	
15	R6.1.1	R6.1.15	普通教室空調機修繕に係る費用の支払い（都立上水高等学校）	5		1				1	1							【見積書のうち、債権者の担当者の所属、氏名及び電話番号】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 【見積書のうち、債権者の印影】 ・公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
16	R6.1.1	R6.1.15	普通教室空調機修繕に係る費用の支払い（都立多摩高等学校）	5		1				1	1							【見積書のうち、債権者の担当者の所属、氏名及び電話番号】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 【見積書のうち、債権者の印影】 ・公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
17	R6.1.1	R6.1.15	都立久留米西高等学校（5）体育館照明設備改修工事に伴う支払いについて（完了払い）	4		1							1					請求書のうち、受注者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
18	R6.1.1	R6.1.15	都立国分寺高等学校（5）空調設備改修工事監理業務に伴う支払いについて（前払い）	8		1								1	1				・前払金請求書のうち、保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証契約番号、預託金融機関は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・前払金請求書のうち、受注者の印影並びに保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証会社の印影、バーコードは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R6.1.1	R6.1.15	都立国分寺高等学校（5）空調設備改修工事に伴う支払いについて（前払い）	8		1								1	1				・前払金請求書のうち、保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証契約番号及び預託金融機関は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・前払金請求書のうち、受注者の印影並びに保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証会社の印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
20	R6.1.1	R6.1.15	都立東村山西高等学校（5）体育館屋上防水その他改修工事実施設計に伴う支払いについて（前払い）	8		1								1	1				・保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証契約番号、預託金融機関は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証会社の印影及びバーコードは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
21	R6.1.1	R6.1.15	都立多摩高等学校（5）便所改修工事に伴う支払いについて（前払い）	8		1								1	1	1			【前払金請求書のうち、受注者の事務担当者の所属、氏名及び電話番号】 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため 【保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証契約番号及び預託金融機関】 ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【保証証書（前払金保証）及び保証証書（前払金保証）の写しのうち、保証会社の印影及びバーコード】 ・公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
22	R5.11.19	R6.1.18	・都立学校会場担当係員に関する謝礼金に係る「令和5年支払金額及び源泉徴収税額一覧表」の送付について（通知） ・施設借用の仮決定について（通知） ・生徒用マイページ等の閲覧可能期間終了について（通知） ・受験者の評価修正に伴う自治体用帳票の差替え等について（通知）	161		1													教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
23	R5.12.2	R6.1.19	令和5年度 公立小学校校長名簿	142		1								1					「統括・再任用」、「兼務・異種」、「性別（校長）」、「年齢（校長）」、「職員番号」、「専門教科」、「教職経験年数」、「都内経験年数」、「現任校経験年数」、「現職層経験年数（行政経験年数）」、「職歴（年数）」、「最寄駅」、「在住地区」、「性別（副校長）」、「年齢（副校長）」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当するため	教育庁人事部職員課

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
24	R5.12.2	R6.1.19	履歴カード				1				1								当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当にするため	教育庁人事部職員課
25	R6.1.9	R6.1.23	都立高等学校における令和5年度及び令和4年度の入学者数とその内訳（全日制課程）	7	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
26	R6.1.9	R6.1.23	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	43	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
27	R5.11.26	R6.1.25	・処分説明書① ・処分説明書② ・処分説明書③ ・処分説明書④ ・処分説明書⑤ ・処分説明書⑥ ・処分説明書⑦ ・処分説明書⑧ ・処分説明書⑨ ・処分説明書⑩		11	1					1			1				・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・当事者・関係者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課	
28	R5.11.26	R6.1.25	都立学校会場管理者決定及び委嘱原議	118	1														教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
29	R5.11.26	R6.1.25	・派遣先決定原議（11月26日分） ・本部マニュアル（11月26日分） ・運営協力職員マニュアル（11月26日分） ・会場準備・実施について	118	1					1				1					【説明会URL】 ・公にすることにより業務に関係のないアクセスが増加するなど、事業事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【実施会場の一部】 ・当該情報を公にすることにより、今後関係者から本事業に対する協力を得られなくなり、その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【受験教室数】 ・当該情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【警備等の人数】 ・当該情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【事業者の当日スケジュール】 ・当該情報は、事業者の試験運営上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため 【目次及び都府本部、運営協力職員、都立学校職員、委託事業者の運営体制、当日スケジュール、業務内容、緊急事態発生時フローチャート】 ・当該情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
30	R5.11.26	R6.1.25	令和5年11月26日に行われたESAT - JIに関して ・昨年度から改善された点が分かる全ての文書や図面や電磁的記録					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
31	R5.11.29	R6.1.26	・東京都学校教育情報化推進計画策定支援委託（契約締結請求原議） ・契約書 ・プロジェクト計画書 ・学校教育のデジタル化における現状と課題に関する報告書 ・定例会等議事録	121	1					1	1	1	1	1				・当該公文書は、府内関係者等や事業者との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがある他、行政内部の自由率直な意見交換が妨げられるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号） ・当該公文書のヒアリングに係る記載は、非公開を前提に実施された当事者、関係者等からの資料提供や聴取によるものである。当事者等からの聴取等の内容について、開示が前提となると、今後、同種の事業において、当事者等からの適切な情報収集が困難となり事業運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該公文書は、網羅的に情報を整理しており、この情報をそのまま、書籍としたり、他自治体を含め教育関係組織へのコンサルティングにおける動向調査などができる。また、網羅的に情報を整理するに当たっては、整理や深堀の観点において、事業者の知見を活用しており、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・事業者の担当者氏名や業務実績は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・事業者の代表社印の印影は、公にすることにより、偽造及び当該業者への不当な侵害を招くなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）等	教育庁総務部教育政策課	

令和5年度 公文書開示（令和6年1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
32	R5.11.29	R6.1.26	・審査会結果報告 ・提案書 ・取組実施に向けた提案書 ・東京都学校教育情報化推進計画案 ・定例会及び各種会議資料 ・東京都学校教育情報化推進計画草案				1							1				・審査会は実施しておらず、当該公文書は存在しないため ・当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため ・当該公文書は、納品期限前につき、存在しないため ・内部検討に関する情報であって、公にすることにより計画の検討段階における内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第5号）	教育庁総務部 教育政策課
33	R5.12.1	R6.1.30	・受験報告書 ・教育庁職員からの報告	77		1									1			【受験人数等】 ・当該箇所を開示すると今後スピーキングテスト事業の実施に当たり関係者からの協力を得ることが困難となり、同事業の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【実施会場の一部】 ・当該情報を公にすることにより、今後関係者から本事業に対する協力を得られなくなり、その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【報告内容】 ・当該情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（東京都情報公開条例第7条第6号） ・当該情報は、公にすると、各職員からの率直な意見が妨げられ、今後スピーキングテスト事業の改善検討に当たり関係者からの協力を得ることが困難となり、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となる。その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課
34	R5.12.1	R6.1.30	令和5年11月26日に実施されたESAT-Jについて、請求日現在以下の文書や図面や電磁的記録 ・区市町村立中学校からの報告 ・実施事業者からの報告 ・会場校の教職員からの報告					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課	
35	R6.1.1	R6.1.30	令和5年度東京都教職員住宅維持補修業務委託起案関係文書	16	1									1			積算に関する情報は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁福利厚生部福利厚生課	
36	R5.12.19	R6.1.31	・ご意見フォーム（2023年8月21日） ・ご意見フォーム（2023年11月28日）	3	1					1				1			【抗議・意見の内容】 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、将来の情報公開をおそれた都民等が率直な意見等を寄せることを躊躇するなど、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【メールフォーム専用メールアドレス】 ・公にすることにより、外部からの受信ができないメールアドレスであることを知らない都民等が誤って意見等を送信するなど、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁総務部 広報統計課	